

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日が休日(当  
日)は、翌日  
の翌日)

## ◇ 告 示

### 目 次

- 字の区域の変更等
- 自衛官の募集
- 生活保護法による医療機関の指定
- 生活保護法による指定医療機関の廃止
- 林業種苗法による講習会の開催
- 新たに行おうとする土地改良事業の認可
- 土地改良法による換地処分(二件)
- 土地改良事業計画の適否の決定(四件)
- 土地改良事業の認可(二件)
- 県道の路線の廃止
- 県道の路線の認定
- 道路の区域の決定
- 道路の供用の開始
- 製造の請負等の指名競争入札に参加する者に必要な資格等
- 鳥取県選挙管理委員会委員長専決処分規程の一部を改正する規則

## ◇ 選挙規則

## 告 示

### ◇ 選挙告示

鳥取県選挙運動管理規程の一部を改正する規則  
委員長の権限に属する事務を事務局長に委任する事項の一部改正

### 鳥取県告示第千百十六号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条第一項の規定に基づき、西伯町長から次のとおり字の区域を新たに画し、変更し、及び廃止する旨の届出があつたので、同法同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の新設、変更及び廃止は、土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第五十四条第四項の規定による西伯町西伯地区及び掛長地区の換地処分の公告があつた日の翌日からその効力を生ずる。

昭和五十年十二月十二日

鳥取県知事 平 林 鴻 王

### 一 西伯地区

あらたに画する字の名称

同上の区域(昭和四十九年十二月一日現在の地番による。)

大字与一谷

字官ノ前

大字猪小路字河原無し七二五の一、七二六の一、七二六ノ二、七二七、七二八及び七二九、大字猪小路字松ヶ崎七三九の二、大字猪小路字壱町田のうち七三一、七三二、七三三の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域並びに大字猪小路字官ノ前七五六の一、七五七の一及び七五八

<p>大字西字芝尾西</p> <p>大字西字五反田五六七の一、五六七の二の一部、五六八、五六九、五七〇の一部、五七二の一部、五七三、五七四の一部、五七五の一部、五七六及びこれらと一体をなす国有地、大字西字後川五三二の一部、五三三の二の一部、五三四の一部、五四四の一部、五四四の一、五四五の一部、五四六から五四九まで、五五〇の二の一部、五五〇の二、五五一の一部、五五二の一部、五五三、五五四の一部、五五五の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに大字西字鷺田五二四の一部、五二五の一部、五二八の一部、五二九、五三〇の二の一部、五三一の二の一部、五三一の三及びこれらと一体をなす国有地</p>	<p>大字西字芝尾東</p> <p>大字西字五反田五六〇、五六一の二、五六四から五六六まで、五六七の二の一部、五七〇の一部、五七二の一部、五七四の一部、五七五の一部及びこれらと一体をなす国有地、大字西字後川五三二の一部、五三三の二の一部、五三三の二、五三四の一部、五三五から五四三まで、五四四の一部、五四五の一部、五五〇の二の一部、五五一の一部、五五二の一部、五五四の一部、五五五の一部、五五六から五五九まで及びこれらと一体をなす国有地、大字西字鷺田五二二の一部、五二三、五二四の一部、五二五の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに大字西字柿ノ畑五一六から五一九まで及びこれらと一体をなす国有地</p>
<p>区域を変更する字の名称</p> <p>大字原字深谷</p> <p>大字原字深谷山</p> <p>同上の区域(昭和四十九年十二月一日現在の地番による。)</p> <p>大字原字深谷の全域及び大字原字深谷山二二二の二</p> <p>大字原字深谷山のうち二二二の二以外の区域</p>	<p>大字北方</p> <p>字岩ノ前東</p> <p>大字北方字岩ノ前東のうち二二三の一部、二二四の一部、二二四の二、二二四の三、二二四の四の一部、二二五の二の一部、二二五の三及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、大字北方字岩ノ前東のうち一五六の二の一部、一五九の二の一部、一五九の三の一部、一五九の四の一部及びこれらと一体をなす国有地、大字北方字庭田のうち一六二の二の一部及びこれと一体をなす国有地以外の区域、大字北方字三反田の全域、大字北方字イタヤカキ西の全域、大字北方字イタヤカキのうち五四七の一部及びこれと一体をなす国有地以外の区域、大字北方字山ノ奥尻六五〇の一部、六五一の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに六五二及び六五三と一体をなす国有地の一部、大字北方字ハタラ谷六四九の二の一部、六四九の二の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに大字北方字岩ノ前東二二三の一部、二二四の二の一部、二二四の三、二二四の四の一部、二二</p>
<p>大字北方</p> <p>字イタヤカキ</p> <p>大字北方字岩ノ前東のうち一五六の二の一部、一五九の二の一部、一五九の三の一部、一五九の四の一部及びこれらと一体をなす国有地、大字北方字庭田のうち一六二の二の一部及びこれと一体をなす国有地以外の区域、大字北方字三反田の全域、大字北方字イタヤカキ西の全域、大字北方字イタヤカキのうち五四七の一部及びこれと一体をなす国有地以外の区域、大字北方字山ノ奥尻六五〇の一部、六五一の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに六五二及び六五三と一体をなす国有地の一部、大字北方字ハタラ谷六四九の二の一部、六四九の二の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに大字北方字岩ノ前東二二三の一部、二二四の二の一部、二二四の三、二二四の四の一部、二二</p>	<p>大字北方</p> <p>字イタヤカキ</p> <p>大字北方字岩ノ前東のうち一五六の二の一部、一五九の二の一部、一五九の三の一部、一五九の四の一部及びこれらと一体をなす国有地、大字北方字庭田のうち一六二の二の一部及びこれと一体をなす国有地以外の区域、大字北方字三反田の全域、大字北方字イタヤカキ西の全域、大字北方字イタヤカキのうち五四七の一部及びこれと一体をなす国有地以外の区域、大字北方字山ノ奥尻六五〇の一部、六五一の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに六五二及び六五三と一体をなす国有地の一部、大字北方字ハタラ谷六四九の二の一部、六四九の二の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに大字北方字岩ノ前東二二三の一部、二二四の二の一部、二二四の三、二二四の四の一部、二二</p>

大字北方 字山ノ奥尻	五の一の一部、一二五の三及びこれらと一体をなす国有地 大字北方字山ノ奥尻のうち六五〇の一部、六五一の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに六五二及び六五三と一体をなす国有地の一部以外の区域並びに大字北方字ハタラ谷六四六の一部
大字北方 字ハタラ谷	大字北方字ハタラ谷のうち六四六の一部、六四九の一部、六四九の二の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域並びに大字北方字イタヤカキ五四七の一部及びこれと一体をなす国有地
大字猪小路 字溝狭	大字猪小路字中山下二の一及びこれと一体をなす国有地、大字猪小路字溝狭のうち三の一の一部、三の二の一部、四の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域並びに大字猪小路字竹ヶ鼻三五七の一の一部、三五七の六、三五七内第一の一部、三五八の一の一部、三五八の二の一部及び三五九の一部
大字猪小路 字中山下	大字猪小路字中山下のうち二の一及びこれと一体をなす国有地以外の区域
大字猪小路 字田中前	大字猪小路字田中前の全域、大字猪小路字権善の全域並びに大字猪小路字竹ヶ鼻三五七内第二、三五七の三、三五七の四、三五七の五及び三五七の七
大字猪小路 字竹ヶ鼻	大字猪小路字中山三六一の一、三七〇の一、三七〇の二及びこれらと一体をなす国有地、大字猪小路字竹ヶ鼻のうち三五七内第一の一部、三五七内第二、三五七の一の一部、三五七の三から三五七の七まで、三五八の一の一部、三五八の二の一部及び三五九の一部以外の区域、大字猪小路字
大字猪小路 字中山	塚内三八七の一の一部、三八七の三、三八八の一の一部及びこれらと一体をなす国有地、大字猪小路字溝狭三の一の一部、三の二の一部、四の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに大字猪小路字梨子の木谷三七九の三の一部、三八〇の三、三八一の三、三八五の三、三八六の一の一部及びこれらと一体をなす国有地
大字猪小路 字梨子の木谷	大字猪小路字中山のうち三六一の一、三七〇の一、三七〇の二及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 大字猪小路字梨子の木谷のうち三七九の三、三七九の四、三七九の五、三八〇の三、三八一の三、三八五の三、三八六の一及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
大字猪小路 字権ノ木尻	大字猪小路字塚内三八七の一の一部、三八八の一の一部及びこれらと一体をなす国有地、大字猪小路字梨子の木谷三七九の三の一部、三七九の四、三七九の五、三八六の一の一部及びこれらと一体をなす国有地、大字猪小路字向山三七六の三、大字猪小路字谷田三八九、三九〇の一及びこれらと一体をなす国有地、大字猪小路字岸ノ下三九四、三九五の三、三九六、三九七の一、三九八の一、三九八の三、四〇三の一、四〇三の五、四〇四、四〇五の一及びこれらと一体をなす国有地、大字猪小路字権ノ木尻の全域、大字猪小路字兼安五六八の一、五六八の四、五六八の三、五八九の一、五九〇の三、五九一の三、五九二の一、五九二の二、五九三の一、五九四の一及びこれらと一体をなす国有地、大字猪小路字八木坂五九七の一、五九八の一、五九

<p>大字猪小路 字岸ノ下</p>	<p>大字猪小路 字大前西</p>	<p>大字猪小路 字谷田</p>	<p>大字猪小路字向山</p>
<p>大字猪小路字岸ノ下のうち三九四、三九五の三、三九六、三九七の一、三九八の一、三九八の三、四〇三の一、四〇三の五、四〇四、四〇五の一及びこれらと一体をなす国有地</p>	<p>大字猪小路字大窪田六六一の一の一部、六六三の一部、六六三内一、六六三内二の一部、六六三の四、六六五の内一の一部、六六七内第一、六六七の三の一部、六六七の四、六六七の五、六六八内第一、六六八の三、六六八の六、六六九の一、六六九内第一、六六九の三、六六九の四、六六九の五及びこれらと一体をなす国有地並びに大字猪小路字下字田瀬六三四の三及びこれと一体をなす国有地</p>	<p>大字猪小路字谷田のうち三八九、三九〇の一及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>	<p>九の一及びこれらと一体をなす国有地並びに大字猪小路字大前五五八の二の一部、五五九の一、五五九の二、五五九の三の一部、五六〇の一の一部、五六一の一、五六一の二及びこれらと一体をなす国有地</p>

<p>大字猪小路 字大窪田</p>	<p>大字猪小路 字深田上</p>	<p>大字猪小路 字下字田瀬</p>	<p>大字猪小路 字山ノ谷</p>	<p>大字猪小路 字八木坂</p>	<p>大字猪小路 字兼安</p>	<p>地以外の区域</p>
<p>大字猪小路字大窪田のうち六六一の一の一部、六六三の一部、六六三内一、六六三の内二の一部、六六三の四、六六五の内一の一部、六六七内第一、六六七の三の一部、六六七の四、六六七の五、六六八内第一、六六八の三、六六八の六、六六九内第一、六六九の一、六六九の三、六六九の四、六六九の五及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、大字猪小路字鹿堀田の全域、大字猪小路字羽根ヶ峠下の全域、大字猪小路字馬野賀前の全域並びに大字猪小路字河</p>	<p>大字猪小路字深田上の全域並びに大字猪小路字道免六三〇の一及びこれと一体をなす国有地</p>	<p>大字猪小路字下字田瀬のうち六三四の三及びこれと一体をなす国有地以外の区域</p>	<p>大字猪小路字山ノ谷のうち六二二の三及びこれと一体をなす国有地以外の区域</p>	<p>大字猪小路字八木坂のうち五九七の一、五九八の一、五九九の一及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>	<p>大字猪小路字兼安のうち五六八の一、五六八の四、五八の三、五八九の一、五九〇の三、五九一の三、五九二の一、五九二の二、五九三の一、五九四の一及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>	<p>地以外の区域</p>

<p>大字猪小路 字宮ノ前</p>	<p>原無し七一四の一から七一四の三まで、七一五の二から七一五の五まで、七一六の三及びこれらと一体をなす国有地 七五八以外の区域</p>
<p>大字猪小路 字松ヶ崎</p>	<p>大字猪小路字宮ノ前のうち七五六の一、七五七の一及び七五八以外の区域 大字猪小路字松ヶ崎のうち七三九の二以外の区域</p>
<p>大字与一谷 字小八免</p>	<p>大字猪小路字菟町田のうち七三一、七三二、七三三の一部及びこれらと一体をなす国有地、大字与一谷字小八免の全域並びに大字与一谷字タイタ七二の一、七二の二、七三、七四、七六及びこれらと一体をなす国有地</p>
<p>大字与一谷 字タイタ</p>	<p>大字与一谷字タイタのうち七二の一、七二の二、七三、七四、七六及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>
<p>大字原字大坪西</p>	<p>大字原字大坪西のうち一〇九一の一部、一〇九二の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、並びに大字倭字叶谷七三一の一部、七三二の一部、七三五の一部及び七三六から七四二まで</p>
<p>大字倭字柴尾</p>	<p>大字原字大坪西一〇九一の一部、一〇九二の一部及びこれらと一体をなす国有地、大字倭字柴尾の全域並びに大字倭字叶谷七三一の一部、七三二の一部、七三三、七三四、七三五の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>
<p>大字西字鷺田五二一、五二二の一部、五二五の一部、五二六、五二七、五二八の一部、五二八の一、五三〇の一</p>	<p>大字西字鷺田五二一、五二二の一部、五二五の一部、五二六、五二七、五二八の一部、五二八の一、五三〇の一</p>
<p>大字絹屋 字竹ノ下</p>	<p>一部、五三〇の二、五三一、五三一の二の一部、五三一の三の一部及びこれらと一体をなす国有地、大字絹屋字竹ノ下の全域、大字絹屋字小林三三二の一及びこれと一体をなす国有地、大字絹屋字松ヶ崎尻の全域、大字絹屋字河端のうち三六〇の一の一部、三六〇の六の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、大字絹屋字山崎三八三の二及びこれと一体をなす国有地並びに三八一の一及び三八三の一と一体をなす国有地、大字絹屋字塚垣ノ前三六四、三六五の一の一部、三六五の二、三六六の一部、三六八の一部、三六九の一部、三七〇の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>
<p>大字絹屋字小林</p>	<p>大字絹屋字小林のうち三三二の一及びこれと一体をなす国有地以外の区域</p>
<p>大字絹屋字堂々</p>	<p>大字絹屋字堂々の全域、大字絹屋字塚垣ノ前のうち三六四、三六五の一の一部、三六五の二、三六六の一部、三六八の一部、三六九の一部、三七〇の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、大字絹屋字河端三六〇の一の一部、三六〇の六の一部及びこれらと一体をなす国有地、大字絹屋字山崎のうち三八三の二及びこれと一体をなす国有地並びに三八一の一及び三八三の一と一体をなす国有地の一部以外の区域、大字絹屋字塚垣道下四六一、四六二の一部、四六六の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに大字絹屋字宮前下四五五の一の一部、四五七の一部、四九九及びこれらと一体をなす国有地</p>

<p>大字絹屋字宮前</p>	<p>大字絹屋字塚垣道下タうち四六一、四六二の一部、四六六の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、大字絹屋字宮前下のうち四五五の一の一部、四五七の一部、四五九及びこれらと一体をなす国有地以外の区域並びに大字絹屋字宮前の全域</p>
<p>大字絹屋 字宮前下</p>	<p>大字絹屋字宮前下四四九から四五四まで及びこれらと一体をなす国有地</p>
<p>大字西字柿ノ畑</p>	<p>大字西字柿ノ畑のうち五一六から五一九まで及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>
<p>大字北方字岩ノ前、大字北方字建田、大字北方字三反田、大字北方字イタヤカキ西、大字猪小路字権善、大字猪小路字塚内、大字猪小路字大前、大字猪小路字道免、大字猪小路字鹿堀田、大字猪小路字羽根ケ峠下、大字猪小路字馬野賀前、大字猪小路字河原無し、大字猪小路字苅町田、大字倭字叶塔谷、大字西字五反田、大字西字後川、大字西字鷺田、大字絹屋字松ヶ塔尻、大字絹屋字河端、大字絹屋字塚垣ノ前、大字絹屋字山崎、大字絹屋字塚垣道下タ及び大字絹屋字宮前下</p>	<p>廃止する 字の名称</p>

二 掛長地区

<p>区域を変更する字の名称</p>	<p>同上の区域（昭和四十九年十二月一日現在の地番による。）</p>
<p>大字中 字土井ノ口</p>	<p>大字中字土井ノ口のうち九七二の二の一部、九七三の二の一部、九七三の二の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>
<p>大字中字亀尻</p>	<p>大字中字土井ノ口九七一の二の一部、九七三の二の一部、九七三の二の一部及びこれらと一体をなす国有地、大字中字アマコの全域、大字中字亀尻の全域、大字中字柳田の全域並びに大字中字カリヤノ下一一二三、一一二四の一、一一二四の二及びこれらと一体をなす国有地</p>
<p>大字中字村上田</p>	<p>大字中字村上田の全域、大字中字カリヤノ下のうち一一二三、一一二四の一、一一二四の二及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>
<p>大字中 字小山ノ下</p>	<p>大字中字小山ノ下の全域、大字中字河原田のうち一二七九の二の一部、一二七九の三の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域並びに大字中字テ、コロシの全域</p>
<p>大字中字宮ノ前</p>	<p>大字中字河原田一二七九の二の一部、一二七九の三の一部及びこれらと一体をなす国有地、大字中字宮ノ前の一三三三の二の一部、一三三三の二の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域並びに大字中字アケ田一三五九の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>
<p>大字中字宮ノ前</p>	<p>大字中字宮ノ前一三三三の二の一部、一三三三の二の一部</p>

<p>大字中字アケ田</p>	<p>部及びこれらと一体をなす国有地並びに大字中字アケ田のうち一三五九の一部及びこれと一体をなす国有地以外の区域</p>
<p>大字掛相 字賀茂田</p>	<p>大字掛相字賀茂田のうち四五七、四五八から四六一までの一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、大字掛相字中ノ尻四一七の一と一体をなす国有地の一部並びに大字福頼字古河向四二二と一体をなす国有地の一部</p>
<p>大字掛相字シ ウ河原</p>	<p>大字掛相字賀茂田四五七、四五八から四六一までの一部及びこれらと一体をなす国有地、大字掛相字中ノ尻のうち四一七の一と一体をなす国有地の一部以外の区域、大字掛相字山ノ下の全域、大字馬佐良字キス田八一九の一の一部及びこれと一体をなす国有地、大字掛相字シウ河原のうち四〇四の三の一部、四〇四の五の一部、四〇四の六、四〇四の七、四〇六の三、四〇八の三の一部、四〇九、四〇九の一の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域、大字掛相字中河原三九七の四及びこれと一体をなす国有地、大字掛相字中村三九八の一の一部、三九九の一の一部、四〇一の一部、四〇二の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに大字福頼字古河向四二二から四一五まで、四一六の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部</p>
<p>大字掛相 字中河原</p>	<p>大字掛相字中村のうち三九八の一の一部、三九九の一の一部、四〇一の一部、四〇二の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、大字掛相字大日下五の二、六の二、</p>
<p>大字掛相字中村</p>	<p>九の二、一〇の二及びこれらと一体をなす国有地の一部並びに大字福頼字古河向四一六の一部、四一七の一、四一七の二、四一八、四一九の一及びこれらと一体をなす国有地の一部</p>
<p>大字福頼 字古河向</p>	<p>大字福頼字古河向のうち四二二から四一九の一まで及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>
<p>大字掛相 字大日下</p>	<p>大字掛相字大日下のうち五の二、六の二、九の二、一〇の一の一部、一〇の二及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域、大字掛相字大日二九の一部及びこれと一体をなす国有地並びに大字掛相字シウ河原四〇四の五の一部及びこれと一体をなす国有地の一部</p>
<p>大字掛相字大日</p>	<p>大字掛相字大日のうち二九の一部、三〇の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、大字掛相字大屋谷尻七六、八二の二の一部、八三の一部、八四の一、八四の二の一部、八四の三の一部、八五の一部及びこれらと一体をなす国有地、大字掛相字シウ河原四〇四の五の一部、四〇四の六の一部並びに大字掛相字大日下一〇の一の一部</p>
<p>大字掛相 字中河原</p>	<p>大字掛相字中河原のうち三九七の四及びこれと一体をなす国有地並びに三八七と一体をなす国有地の一部以外の区域、大字掛相字シウ河原四四〇の五の一部、四〇四の六の一部、四〇四の七、四〇六の三、四〇八の三の一部、四〇九、四〇九の一の一部及びこれらと一体をなす国有地、大</p>

<p>大字掛相 字大屋谷尻</p>	<p>大字掛相 字大屋谷</p>	<p>大字掛相 字日焼田</p>	<p>大字掛相 字柿ノ木原</p>	<p>大字掛相 字昆沙門</p>	<p>大字馬佐良 字城ノ越</p>	<p>大字馬佐良 字清水尻</p>
<p>字掛相字大日二九の一部、三〇の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに大字掛相字大屋谷尻八四の二の一部、八五の一部、八六の一部、八七の一部、八八の一部、八九の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>	<p>大字掛相字大屋谷尻のうち七六、八二の二の一部、八三の一部、八四の一、八四の二の一部、八四の三の一部、八五から八九までの一部、九一の一部、九二の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、大字掛相字大屋谷九四の一部及びこれと一体をなす国有地、大字掛相字ガンメン一四三の一部及びこれと一体をなす国有地、大字掛相字日焼田二九二の二の一部、二九二の六の一部、二九二の七の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに大字掛相字中河原三八七と一体をなす国有地の一部</p>	<p>大字掛相字日焼田のうち二九二の二の一部、二九二の三、二九二の六の一部、二九二の七の一部、三〇二の二の一部、三〇二の三の一部、三〇二の四、三〇四の二の一部、三〇五の一部、三〇八の二の一部、三〇九、三一〇及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、大字掛相字ガンメン一四四の三の一部、一四四の四の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに大字掛相字大屋谷尻八九の一部及びこれと一</p>	<p>体をなす国有地</p> <p>大字掛相字ガンメンのうち一四三の一部、一四四の三の一部、一四四の四の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、大字掛相字柿ノ木原のうち二八一の一部及びこれと一体をなす国有地以外の区域、大字掛相字昆沙門二二〇の二の一部、二二〇の三の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに大字掛相字日焼田二九二の二の一部、二九二の三、三〇二の二の一部、三〇二の四、三〇四の二の一部、三〇五の一部、三〇八の二の一部、三〇九、三一〇及びこれらと一体をなす国有地</p>	<p>大字掛相字昆沙門のうち二二〇の二の一部、二二〇の三の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域並びに大字掛相字柿ノ木原二八一の一部及びこれと一体をなす国有地</p>	<p>大字馬佐良字キヌ田のうち八一九の二の一部及びこれと一体をなす国有地以外の区域、大字馬佐良字城ノ越の全域並びに大字馬佐良字清水尻七八二の二、七八三、七八四の一部、七八七の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>	<p>大字馬佐良字清水尻のうち七八二の二、七八三、七八四の一部、七八七の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、大字馬佐良字ヨウカイ六〇六の二の一部及びこれと一体をなす国有地並びに大字馬佐良字馬ノ前六〇七の二から六〇七の四まで、六〇八の二の一部、六〇八の二から</p>



<p>大字馬佐良 字アザ原</p>	<p>大字馬佐良字馬ノ前六一八の一部、六一九の一部、六二七の三の一部及びこれらと一体をなす国有地、大字馬佐良字長峯五六五の二の一部、大字馬佐良字ヨ月谷五四五の二及び五四六、大字馬佐良字川原堀五四〇の二の一部、五四一の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに大字馬佐良字チャウノモチ四四八の一部及びこれと一体をなす国有地の一部</p>	<p>大字馬佐良 字馬ノ前</p>	<p>六〇八の四まで、六〇九の二の一部、六〇九の四の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>
<p>大字馬佐良字チャウノモチのうち四四八の一部及びこれ</p>	<p>大字馬佐良字馬ノ前六一八の一部、六一九の一部、六二七の三の一部及びこれらと一体をなす国有地、大字馬佐良字長峯五六五の二の一部、大字馬佐良字ヨ月谷五四五の二及び五四六、大字馬佐良字川原堀五四〇の二の一部、五四一の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに大字馬佐良字チャウノモチ四四八の一部及びこれと一体をなす国有地の一部</p>	<p>大字馬佐良 字馬ノ前</p> <p>大字馬佐良字馬ノ前六〇七の二から六〇七の四まで、六〇八の二から六〇八の四まで、六〇九の二の一部、六〇九の四の一部、六一八の一部、六一九の一部、六二七の三の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、大字馬佐良字小黒目五七三の二、五七三の三、五七四の二の一部及びこれらと一体をなす国有地、大字馬佐良字馬ノ前向の全域、大字馬佐良字ヨウカイ六〇六の二の一部及びこれと一体をなす国有地、大字馬佐良字長峯五六五の二の一部並びに大字馬佐良字アザ原四四一の四の一部及びこれと一体をなす国有地</p>	<p>大字馬佐良 字ヨウカイ</p> <p>大字馬佐良字ヨウカイのうち六〇六の一及びこれと一体をなす国有地以外の区域</p>

<p>大字馬佐良 字ヒジリキ</p>	<p>大字馬佐良 字樋ノ口</p>	<p>大字馬佐良 字堂尻</p>	<p>大字馬佐良 字向田</p>	<p>大字馬佐良字 チャウノモチ</p>
<p>大字馬佐良字ヒジリキの全域並びに大字馬佐良字椿財七三の二の一部及びこれと一体をなす国有地</p>	<p>大字馬佐良字樋ノ口の全域、大字馬佐良字堂ノ前三二二の二の一部及びこれと一体をなす国有地の一部</p>	<p>大字馬佐良字堂尻のうち三〇九の二の一部、三〇九の三の一部、三一〇の二の一部、三一一の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域並びに大字馬佐良字堂ノ前のうち三二二の二の一部及びこれと一体をなす国有地の一部以外の区域</p>	<p>大字馬佐良字向田のうち三〇九の二の一部、五四一の一部及びこれらと一体をなす国有地、大字馬佐良字下向田五三三の二、五三六、五三八の一部、五三九の一部及びこれらと一体をなす国有地、大字馬佐良字チャウモチ四六〇の一部及びこれと一体をなす国有地、大字馬佐良字向田の全域並びに大字馬佐良字三山口四六一、四六二及びこれらと一体をなす国有地</p>	<p>と一体をなす国有地の一部並びに四六〇の一部及びこれと一体をなす国有地以外の区域、大字馬佐良字川原堀五四〇の一部、大字馬佐良字下向田五三八の一部、五三九の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに大字馬佐良字堂尻り三〇九の二の一部、三〇九の三の一部、三一一の二の一部、三二二の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>

<p>大字馬佐良 字椿財</p>	<p>大字馬佐良字椿財のうち七三の一の一部及びこれと一体をなす国有地以外の区域並びに大字馬佐良字一二谷七一の一及びこれと一体をなす国有地</p>
<p>大字馬佐良 字長峯</p>	<p>大字馬佐良字長峯のうち五六五の二以外の区域</p>
<p>大字馬佐良 字小黒目</p>	<p>大字馬佐良字小黒目のうち五七三の二、五七三の三、五七四の二及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>
<p>大字馬佐良 字ヨ月谷</p>	<p>大字馬佐良字ヨ月谷のうち五四五の二及び五四六以外の区域</p>
<p>大字馬佐良 字三山口</p>	<p>大字馬佐良字三山口のうち四六一、四六二及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>
<p>大字馬佐良 字下向田</p>	<p>大字馬佐良字下向田のうち五三三の一、五三六、五三八の一部、五三九及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>
<p>大字馬佐良 字一二谷</p>	<p>大字馬佐良字一二谷のうち七一の一及びこれと一体をなす国有地以外の区域</p>
<p>廃止する字 の名称</p>	<p>大字中字アマコ、大字中字柳田、大字中字カリヤノ下、大字中字テ、コロシ、大字中字河原田、大字掛相字中ノ尻、大字掛相字ガンメン、大字掛相字山ノ下、大字馬佐良字川原堀、大字馬佐良字キス田、大字馬佐良字馬ノ前向及び大字馬佐良字堂ノ前</p>

鳥取県告示第千百七十七号

自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第百七十九号）第百十四条及び第百七十七条第一項並びに第百十八条の規定に基づき、昭和五十年度第四次自衛官（二等陸士、二等海士及び二等空士）募集の募集期間、試験期日、試験場等を、次のとおり告示する。

昭和五十年十二月十二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 募集期間

昭和五十一年一月一日から昭和五十一年三月三十一日まで

二 試験期日

次に掲げる日以外の日とする。

(一) 日曜日

(二) 国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第百七十八号）に規定する休日

三 試験場の位置及び名称

鳥取市鍛冶町一八の三 自衛隊鳥取地方連絡部

倉吉市巖城四三二の一 自衛隊鳥取地方連絡部倉吉募集事務所

米子市立町四丁目 自衛隊鳥取地方連絡部米子募集事務所

四 その他

(一) 応募資格採用予定月の一日現在で十八歳以上二十五歳未満の日本国籍を有する者で、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に定める中学校卒業程度以上の学力を有し、自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第三十八条第一項各号の一に該当しないもの

(二) 試験科目

- ア 筆記試験(国語(作文を含む)、社会及び数学)
- イ 身体検査
- ウ 口述試験
- エ 適性検査

鳥取県告示第千百十八号

生活保護法(昭和二十五年法律第四百四十四号)第四十九条の規定に基づき、医療機関を次のとおり指定したので、生活保護法施行規則(昭和二十五年厚生省令第二十一号)第十二条の規定により告示する。

昭和五十年十二月十二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
坂口歯科医院	鳥取市元魚町二丁目一九番地	昭和五十年十一月一日

鳥取県告示第千百十九号

生活保護法施行規則(昭和二十五年厚生省令第二十一号)第十四条第一項の規定に基づき、指定医療機関から診療所を廃止した旨の届出があったので、同規則同条第二項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十年十二月十二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
坂口歯科医院	鳥取市二階町三丁目一二四番地	昭和四十九年七月三十一日
神庭歯科医院	米子市角盤町四丁目二〇番地	昭和五十年十一月十五日

鳥取県告示第千百二十号

林業種苗法(昭和四十五年法律第八十九号)第十一条第一項の規定に基づき、同法第十条第三項第三号イの講習会を開催するので、林業種苗法施行令(昭和四十五年政令第九十四号)第三条の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十年十二月十二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

- 一 受講対象者  
配布の目的をもつて種苗を採取し、又は育成する事業を行おうとする者

二 開催日時及び開催場所

開 催 日 時	開 催 場 所
昭和五十一年一月二十二日 午前十時から午後五時まで	鳥取市東町三二〇番地 鳥取県庁第一会議室

三 講習科目及び講習時間

- 1 種苗に関する法令 二時間
- 2 種苗の産地及び系統に関する事項 二時間

3 種苗の生産技術に関する事項 二時間  
四 受講申込方法

所定の受講申込書に生産事業者講習手数料の額(千円)に相当する鳥取県収入証紙をはり付けて、昭和五十一年一月十七日まで、所轄地方農林振興局長を経由して知事に提出すること。

五 携行品

筆記用具、印鑑及び昼食

鳥取県告示第千二百二十一号

若土地改良区から申請のあつた土地改良(若土地農道舗装)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第四十八条第一項の規定に基づき、昭和五十年十二月八日認可したので、同法同条第九項の規定により告示する。

昭和五十年十二月十二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第千二百二十二号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第五十四条第三項の規定に基づき、西伯町土地改良区から同土地改良区が行う土地改良事業に係る西伯地区の換地処分をした旨の届出があつたので、同法同条第四項の規定により告示する。

昭和五十年十二月十二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第千二百二十三号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第五十四条第三項の規定に基づき、西伯町土地改良区から同土地改良区が行う土地改良事業に係る掛長地区の換地処分をした旨の届出があつたので、同法同条第四項の規定により告示する。

昭和五十年十二月十二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第千二百二十四号

昭和五十年十月三十日付けで淀江町から申請のあつた土地改良(八反田地区農道整備)事業計画については、審査した結果適当と認められたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十年十二月十二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十年十二月十三日から二十日間

三 縦覧に供する場所

淀江町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期

間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第千二百二十五号

昭和五十年十月二十日付けで名和町から申請のあつた土地改良(倉谷地区農業用排水)事業計画については、審査した結果適当と認められたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十年十二月十二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十年十二月十三日から二十日間

三 縦覧に供する場所

名和町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第千二百二十六号

昭和五十年十一月十二日付けで米子市から申請のあつた土地改良(石州府地区農業用排水事業計画)については、審査した結果適当と認められたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項にお

いて準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十年十二月十二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十年十二月十三日から二十日間

三 縦覧に供する場所

米子市役所

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第千二百二十七号

昭和五十年十一月十三日付けで江府町から申請のあつた土地改良(江尾本町五丁目地区農道整備)事業計画については、審査した結果適当と認められたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十年十二月十二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十年十二月十三日から二十日間

三 縦覧に供する場所

江府町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第千二百二十八号

西伯町から申請のあつた町営土地改良(西伯地区農道舗装)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第三項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十年十二月八日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十年十二月十二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第千二百二十九号

大山町から申請のあつた町営土地改良(前地区農業用排水)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十年十二月八日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十年十二月十二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第千百三十号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十条第一項の規定に基づき、次の県道の路線を廃止する。

その関係図面は、鳥取県土木部道路課において一般の縦覧に供する。

昭和五十年十二月十二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

整理番号	路線名	終起	点	重要な経過地
81	谷郡家線	岩美郡国府町大字谷	八頭郡郡家町	
82	麻生大坪線	八頭郡郡家町大字麻生	八頭郡郡家町大字大坪	
		八頭郡郡家町大字大坪		

鳥取県告示第千百三十一号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第七条の規定に基づき、県道の路線を次のように認定する。

その関係図面は、鳥取県土木部道路課において一般の縦覧に供する。

昭和五十年十二月十二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

整理番号	路線名	終起	重要な経過地
213	中河原郡家線	岩美郡国府町大字中河原 八頭郡那家町大字那家	
214	麻生国府線	八頭郡那家町大字麻生 岩美郡国府町大字谷	

鳥取県告示第千百三十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように決定したので、同法同条同項の規定により告示する。

その関係図面は、昭和五十年十二月十二日から二週間鳥取県土木部道路課において一般の縦覧に供する。

昭和五十年十二月十二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

道路の種類	路線名	区 間	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
県道	中河原郡家線	岩美郡国府町大字中河原字舟山 川筋一八八番の六の先から八頭 郡那家町大字那家字町尻六三二 番の先まで	〇・五 三六・五	九、八二七

麻生国府線	八頭郡那家町大字麻生字津エ山 四六番の先から岩美郡国府町大 字谷字奥田一五六番の一の先ま で	四・〇 一四・〇	一〇、六四七
-------	---	-------------	--------

鳥取県告示第千百三十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始するので、同法同条同項の規定により告示する。

その関係図面は、昭和五十年十二月十二日から二週間鳥取県土木部道路課において一般の縦覧に供する。

昭和五十年十二月十二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

道路の種類	路線名	区 間	供用開始の期日
県道	中河原郡家線	岩美郡国府町大字中河原字舟山川筋一 八八番の六の先から同町大字吉野字渡 り上り一三二番の先まで	昭和五十年 十二月十二日
		八頭郡那家町大字篠波字本谷七五三番 の六〇の先から同町大字那家字町尻六 三二番の先まで	
		八頭郡那家町大字麻生字津エ山四六番	

麻生国府線

の先から岩美郡国府町大字谷字奥田  
五六番の一の先まで

鳥取県告示第千百三十四号

昭和五十一年度における製造の請負、物件の売買及び役務の提供（測量、設計及び地質調査に係るものを除く。）について県が行う指名競争入札に参加する者に必要な資格及び資格審査の手続等について、次のとおり告示する。

昭和五十年十二月十二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 指名競争入札に参加する者に必要な資格

指名競争入札に参加する者に必要な資格は、次に掲げる要素を総合勘案して行つた審査の結果に基づき、契約の種類及び予定金額に対応させて定めた資格とする。

- 1 資格審査願提出前二年の各事業年度における製造高又は収入高
- 2 従業員の数
- 3 資本又は出資の額
- 4 営業年数
- 5 機械、装置、車両、運搬具等の保有量
- 6 流動比率（流動資産の額を流動負債の額で除して得た数値を百分比で表わしたものをいう。）
- 7 その他経営及び信用の状態

二 資格審査の手続

1 願書

指名競争入札に参加する者に必要な資格の審査を受けようとする者は、指名競争入札参加資格審査願（様式第一号）を昭和五十一年二月末日までに知事に提出しなければならない。

ただし、提出期限について、知事が特別な理由があると認めるものについては、この限りでない。

2 添付書類

指名競争入札参加資格審査願には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし昭和五十一年度に資格を得た者で、印刷、工用材料販売、清掃、採石に係る業を営む者にあつては経営実態調査書、営業用機械器具調査書、貸借対照表、納税証明書及び採石納入実績証明書（採石業を営む者に限る。）を、その他の業を営む者にあつては経営実態調査書及び納税証明書を添付すれば足りる。

- (一) 経営実態調査書（様式第二号）
- (二) 営業用機械器具調査書（様式第三号）
- (三) 貸借対照表（資格審査願提出前一年の事業年度分のもの）（様式第四号）
- (四) 資格審査願提出前一年における納税義務の発生した国税（法人税又は所得税に限る。）及び鳥取県の県税（事業税及び自動車税に限る。）の納税証明書
- (五) 営業証明書（法人にあつては登記簿の謄本、個人にあつては市町村長の証明書）
- (六) 許可、認可等が必要とする業種にあつては、これを証する書面
- (七) 代表者の身分証明書（禁治産者及び準禁治産者並びに破産者で復



権を得ないものでないことを証する書面)

(ハ) 印鑑証明書

(ウ) 採石業を営む者にあつては、採石納入実績証明書(前年度鳥取県に納入した実績(金額)を証する書面

(エ) 委任状(年間を通じ、入札、見積り、契約の締結等を委任する場合に限る。)

三 資格審査の結果の通知

資格審査の結果、資格が決定したときは、資格決定通知書によりその旨を通知する。

四 資格の有効期間

一による資格の有効期間は、昭和五十一年度限りとする。ただし、昭和五十二年度の指名競争入札に参加するために必要な資格が決定されるまでの間は、引き続き効力を有するものとする。

様式第1号

指名競争入札参加資格審査願

鳥取県知事 平 林 鴻 三 殿

昭和51年度において鳥取県で発注される下記営業種目の物件の売買に製造の請負に役務の提供

係る指名競争入札に参加する資格の審査を受けたいのでお願いいたします。なお、この資格審査願の記載事項及び添付書類については、事実と相違ないことを誓約します。

昭和 年 月 日

郵便番号 □□□-□□

住所

苗字又は名称

氏名

電話番号 局 ( ) 一

記

登録を希望する営業種目 (詳細は記載説明書参照)

店舗の写真

本社(本店)の位置(略図)

(注) 審査願は、支店、営業所等があつても本社名で記入し提出すること。

様式第2号

経営実態調査書

昭和 年 月 日

(1)区分	支社(支店)営業所等					
商号又は称						
所在地						
代表者						
電話番号						
(2)代理店又は特約店						
(3)営業年数	創業	現組織に変更	営業年数			
	年 月 日	年 月 日	年 月			
(4)製造・高・高・は高 販売・高・高・は高 収入	直前第2年度分決算から		直前第1年度分決算から			
	年月日から	年月日から	年月日から	年月日から	年間平均高	
	年月日まで	年月日まで	年月日まで	年月日まで	千円	
	千円	千円	千円	千円		
(5)①流動比率	流動資産	千円 × 100 =		(貸借対照表より) %		
	流動負債	千円		%		
	②従業員数	技術関係職員	事務関係職員	販売関係職員	その他の職員	計
		人	人	人	人	人
		(人)	(人)	(人)	(人)	(人)
③資本(又は出)の額	区分	直前決算時(千円)	剰余(欠損)金処分(千円)	計(千円)		
	資本金(又は出資金)					
	準備金					
	積立金					
	繰越金(繰越欠損)					
	計					
④模 設 備	区分	機械器具(千円)	車両・運搬具(千円)	工具・器具(千円)	計(千円)	
	①価格(取得・製作)					
	②減価償却費					
	① - ② 価格					
(6)前年度登録の状況	登録の有無	有 無	登録業種及び番号	業No.	左の格付 級	
(7)摘要						

(注) 代理店又は特約店は業種別にできるだけ詳細に記入してください。欄内に記入できないときは別紙に記入してください。



様式第4号

貸 借 対 照 表 ( 年 月 日現在)

資 産 の 部		資 本 の 部	
項 目	金 額	項 目	金 額
現 金・預 金		支 払 手 形	
受 取 手 形		買 掛 金	
売 掛 金		短 期 借 入 金	
原 材 料		未 払 金	
仕 掛 品		未 払 費 用	
製 品(商品)		預 り 金	
貯 蔵 品		前 受 金	
その他の流動資産		その他の流動負債	
計(流動資産)		計(流動負債)	
土 地		長 期 借 入 金	
固定資産(土地を除く)		その他の固定負債	
無 形 固 定 資 産			
投 資		計(固定負債)	
その他の固定資産			
		負 債 計	
計(固定資産)		資本金及び剰余金	
		当 期 利 益 金	
繰 延 勘 定			
		計(資 本)	
合 計		合 計	

### 選挙管理委員会規則

鳥取県選挙管理委員会委員長専決処分規程の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十年十二月十二日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加 藤 章

### 鳥取県選挙管理委員会規則第五号

鳥取県選挙管理委員会委員長専決処分規程の一部を改正する規則

鳥取県選挙管理委員会委員長専決処分規程（昭和二十六年十月鳥取県選挙管理委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

本則中第十九号を第二十号とし、第八号から第十八号までを一号ずつ繰り下げ、第七号の次に次の一号を加える。

八 選挙運動用ビラの証紙の交付に関する事項

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

鳥取県選挙運動管理規程の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十年十二月十二日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加 藤 章

### 鳥取県選挙管理委員会規則第六号

鳥取県選挙運動管理規程の一部を改正する規則

鳥取県選挙運動管理規程（昭和三十七年六月鳥取県選挙管理委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

第一章の次に次の一章を加える。

第二章の二 ビラの証紙

第四条の二 衆議院議員及び参議院地方選出議員の選挙における法第四百十二条第一項第一号及び第二号のビラは、県の委員会が交付する証紙をばらなければ頒布することができない。

2 前項の証紙は、別記第三号様式の二による。

第四条の三 衆議院議員及び参議院地方選出議員の選挙における候補者又は推薦届出者は、県の委員会から別記第三号様式の三の証紙交付票の交付を受けなければならない。

2 前項の証紙交付票は、立候補の届出を受けた後直ちに交付する。

第四条の四 第四条の二の規定による証紙の交付を受けようとする場合において、法第四百十二条第一項第一号又は第二号の規定によるビラの届出を行った後に、前条の証紙交付票に当該候補者の氏名を記入し、その印を押して、これを県の委員会に提出しなければならない。

2 県の委員会は、証紙の交付をしたときは、証紙交付票に交付年月日及び交付枚数を記入し、かつ、その印を押して、これを提出者に返すものとする。ただし、交付した証紙が法第四百十二条第一項第一号又は第二号に規定する枚数に達したときは、証紙交付票は、返さないものとする。第三号様式の二中「（第五条関係）」を「（第四条の二、第五条関係）」

